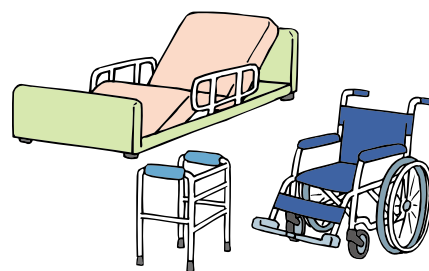


福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。

なお、ケアマネジャーが作成するケアプランにもとづいてサービスを利用します。

※病院・施設等に入院・入所中の方は対象になりません。



対象となる福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	○	○
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	○	○
床ずれ防止用具	×	○	○
体位変換器	×	○	○
手すり（工事をとみなわないもの）	○	○	○
スロープ（工事をとみなわないもの）◆	○	○	○
歩行器◆	○	○	○
歩行補助つえ◆	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
移動用リフト（つり具を除く）	×	○	○
自動排泄処理装置	△※1	△※1	○

○
利用できます

△
一部利用
できます
※1尿のみ吸引
するものは利
用できます。

×

原則として
利用できません

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
- 平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。
- 令和6年4月から◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意志決定で購入することも可能です。

サービス費用のめやす

レンタル費用の1割～3割です。（用具の機種や事業者などによって異なります）

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

申請が
必要です！

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、同年度で10万円を上限に購入費の一部が支給されます。

※病院・施設等に入院・入所中の方は対象になりません。

対象となる福祉用具

- 腰掛け便座 ●入浴補助用具 ●移動用リフトのつり具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●排泄予測支援機器
- 固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉杖を除く） ●多点杖

福祉用具購入費の支給

下記の2種類があります。

①償還払い

購入費全額を一旦事業者支払い、その後、申請により7割～9割が支給される方法

②受領委任払い

自己負担分の1割～3割を事業者支払い、その後、申請により残りの7割～9割を市が事業者支払い方法

※都道府県などの指定を受けている事業者から購入した場合のみ支給されます。